

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

だれもが健康で安心して暮らせるうわじま

住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことは、多くの高齢者の願いです。

本市では、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を作成し、「だれもが健康で安心して暮らせるうわじま」の実現を基本理念とし、6つの基本目標を定め、具体的な施策を展開、推進します。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下6つの基本目標を掲げます。

- 1 社会参加と生きがいづくりの支援
- 2 健康づくり・介護予防の推進
- 3 住み慣れた地域で安心して暮らすための支援
- 4 地域生活を支える体制の強化
- 5 尊厳あるくらしの支援
- 6 地域で支えあうしくみづくり

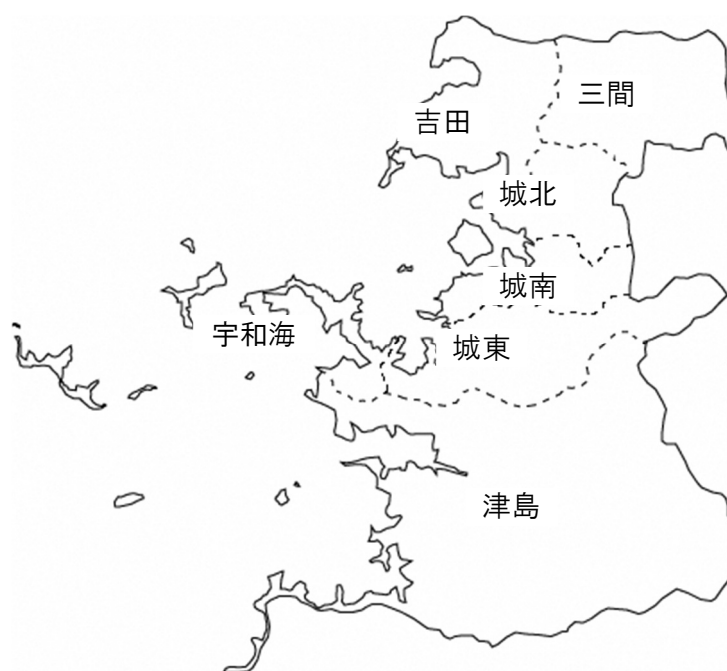
3 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域の考え方

本市では、地理的条件、日常生活上の交流範囲等を考慮し、日常生活圏域を中学校区単位(旧中学校区含)の7圏域としており、本計画においてもこの圏域設定を踏襲します。

■日常生活圏域設定状況

旧市町	日常生活圏域
宇和島市	城東地区
	城南地区
	城北地区
	宇和海地区
吉田町	吉田地区
三間町	三間地区
津島町	津島地区



(2) 各日常生活圏域の人口の状況

各日常生活圏域の人口の状況をみると、「城東地区」が19,943人ともっとも多く、「宇和海地区」が2,696人ともっとも少なくなっています。

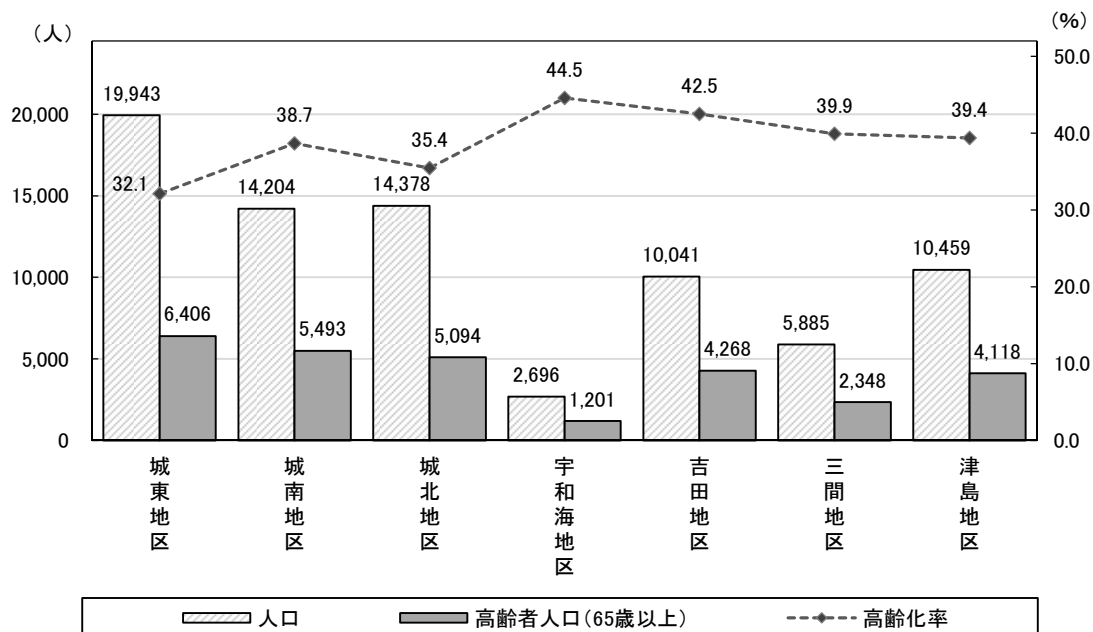
一方、高齢化率では「宇和海地区」が44.5%ともっとも高く、次いで「吉田地区」が42.5%、もっとも低い圏域は「城東地区」で32.1%となっています。

■各日常生活圏域の人口の状況

単位：人

日常生活圏域	人口	高齢者人口 (65歳以上)	高齢化率
城東地区	19,943	6,406	32.1%
城南地区	14,204	5,493	38.7%
城北地区	14,378	5,094	35.4%
宇和海地区	2,696	1,201	44.5%
吉田地区	10,041	4,268	42.5%
三間地区	5,885	2,348	39.9%
津島地区	10,459	4,118	39.4%
合計	77,606	28,928	37.3%

資料：住民基本台帳（平成29年9月末現在）



(3) 介護サービス事業所の整備状況

サービス種別	事業所数(か所)							
	市全体	城東	城南	城北	宇和海	吉田	三間	津島
訪問介護	37	18	7	3	1	3	2	3
訪問入浴介護	2	0	1	1	0	0	0	0
訪問看護	12	6	4	1	0	0	1	0
訪問リハビリテーション	1	0	1	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	3	1	2	0	0	0	0	0
通所介護	34	13	7	6	0	4	3	1
通所リハビリテーション	4	1	1	0	0	1	0	1
短期入所生活介護	13	4	1	3	0	3	1	1
短期入所療養介護	5	2	1	0	0	1	0	1
特定施設入居者生活介護	4	1	0	1	0	0	0	2
福祉用具貸与	9	2	3	2	0	1	1	0
特定福祉用具販売	9	2	3	2	0	1	1	0
居宅介護支援	39	11	9	5	0	6	2	6
介護予防支援	1	0	1	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1	0	1	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	4	0	1	1	0	1	1	0
小規模多機能型居宅介護	3	1	0	1	0	0	1	0
認知症対応型共同生活介護	13	2	4	2	0	1	2	2
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	1	0	0	1	0	0	0	0
複合型サービス(看護小規 模多機能型居宅介護)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設	7	3	0	0	0	2	1	1
介護老人保健施設	4	1	1	0	0	1	0	1
介護療養型医療施設	1	1	0	0	0	0	0	0
合計	207	69	48	29	1	25	16	19

※基準該当含む。医療機関・薬局等のみなし指定除く

4 地域包括ケアシステムの推進

本市においても高齢化が進行しており、今後も高齢者数の増加が見込まれています。一人でも多くの高齢者が、尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を進めていくことが重要です。

そのため、第7期計画においては、第6期計画に引き続き、要支援・要介護者やその家族を地域で支えていくため、関係機関や事業者等と協働し、住まい・医療・介護・予防・生活支援のサービスが包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を、団塊の世代が75歳以上を迎える平成37（2025）年を目処に目指します。

そのために、以下の3項目の充実を図り、各事業を重点的に進めていく方針です。

①認知症施策の推進

平成37（2025）年における認知症患者は730万人（厚生労働省公表による）と、65歳以上の5人に1人が認知症を発症する見込みであり、全国に先んじて高齢化が進む本市において、認知症施策の推進が求められます。

そのため本市における認知症に対する啓発や支援体制を整備し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう保健・医療・福祉等が連携体制を強化することにより、認知症ケアシステムの構築を推進していく予定です。

②介護予防・日常生活支援サービスの強化、拡充

独居高齢者や高齢者世帯等、支援を必要とする要介護度が軽度の高齢者の増加に伴い、生活支援の必要性も増加していますが、社会保障費の増加や人口減少により介護保険サービスのみでの支援に限界が生じています。

そのため介護保険サービス以外にボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が介護予防・日常生活支援サービスを提供することが必要とされており、多様な主体に高齢者が参画することで自身の介護予防につなげる体制の強化、充実を図ります。

③在宅医療看護・介護連携体制の構築

在宅における看取り等、高齢者が望む生き方を支援するため、住まいを中心とした医療と看護及び介護の連携強化を図ります。

連携の手法として高齢者の生活で起こりうる様々な問題に対し、多職種が連携しながら問題解決を図ろうとする「地域ケア会議」の充実を図ります。さらに大小様々な「地域ケア会議」によって、本市において高齢者が自分らしく生きるために必要な資源を把握し、必要に応じて開発する、市の高齢者施策の基盤をつくります。

■本市における地域包括ケアシステムのイメージ図

